

## ☆知って得する情報(第4回)

### : 税務調査の最前線

#### 1. 税務調査と行政指導

Q. 税務調査ではなく「行政指導」であれば加算税はかからないと聞いたのですが・・・？

A. 申告書の自発的な見直しを要請する行為等は「行政指導」とされ、過小申告加算税はかかりません。

#### : 「調査」と「行政指導」の区分

まず、「調査」とは「国税に関する法律の規定に基づき、「特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で税務職員が行う一連の行為」をいいます。上記調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、異議決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれます。

一方、税務職員が提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為等で、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査に該当せず、「行政指導」とされます。

#### : 「行政指導」の場合は、過少申告加算税なし

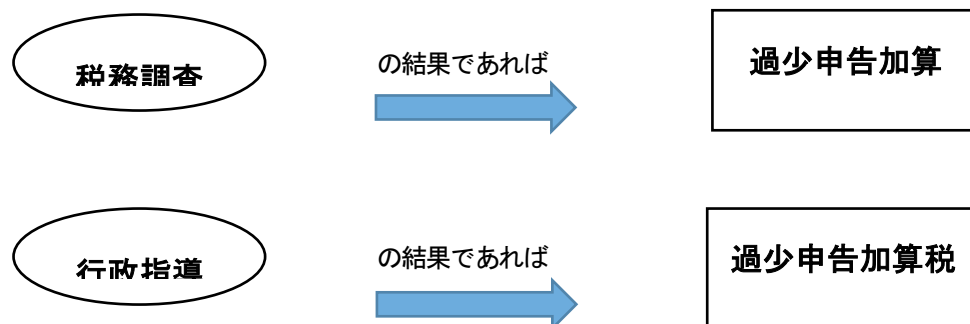
「調査」に基づき、納税者が修正申告書を提出した場合には、延滞税のほかに、10%（期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超える増差税額については15%）の過少申告加算税などが課税されます。

一方、「行政指導」に基づき、納税者が自主的に修正申告書を提出した場合には、延滞税はかかる場合がありますが、過少申告加算税はかかりません（当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が原則5%かかる）。

このように「調査」と「行政指導」の区分は納税者に大きな影響を与えますので、税務

職員が納税者に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の形態を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行うこととされています。

\* 同じ修正申告書の提出でも・・・



(ただし、当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が原則 5%かかります)

木曾岬町商工会 石崎